

任意継続被保険者でなくなることを希望する(「資格喪失の事由」の2番を選択した)場合(記入例)

記号・番号欄か個人番号欄のどちらかを必ず記入

健康保険 任意継続被保険者資格喪失申出書

令和 6年 11月 29日提出

被保険者の記号・番号		被保険者氏名	被保険者生年月日			資格喪失年月日				
99	1 2 3 4 5	健保 太郎	昭和 平成 令和	年 6	月 7	日 5	令和	年 6	月 12	日 1
記号番号が分からない場合は個人番号(マイナンバー)を記入してください		個人番号(マイナンバー)	資格喪失を申し出る月の翌月1日を記入							
資格喪失の事由 (該当する番号に○をつけてください)						喪失日 (当組合の資格を有する日)				
1 健康保険・船員保険等の被保険者資格を取得したため (例) 再就職先等で新しく社会保険に加入する場合 (「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しの添付)						就職先の資格取得日 (就職先の健康保険等の加入日の前日まで)				
2 任意継続被保険者でなくなることを希望するため※ (例) ・国民健康保険に加入する ・家族の扶養になる ・その他(海外に出国する等)						資格喪失を申し出た月の翌月1日 (申出月の末日まで)				
3 死亡したため(死亡が分かる書類の写しの添付) (例) ・死亡の分かる書類の写し ・死亡診断書の写し						死亡した翌日 (死亡日まで)				
4 障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となったため (「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しの添付)						後期高齢者医療制度の資格取得日 (後期高齢者制度の被保険者となった前日まで)				

<注意事項>

- 必要事項を記入し、該当する項目に○をしてください。
- 就職により健康保険等の資格を取得した場合(1番)、または、障害認定により後期高齢者医療制度へ加入した場合(4番)は、新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しを添付してください。
- 資格喪失後、医療機関で診療を受ける際、当組合の資格情報では受診することができません。当組合の資格情報で医療機関にかかった場合は無資格診療となり、後日診療費の返還請求を行うことがあります。
- 任意継続被保険者でなくなることを希望した場合は、資格喪失日以降に資格喪失証明書を送付いたします。なお、「資格喪失証明書」は、資格喪失日より前に交付することはできません。また、申出後に取り消すことができませんのでご注意ください。
- 当組合より「資格確認書」の交付を受けている者は、当組合宛てに返却をお願いします。
- 当組合より「保険証」の交付を受けている者は、当組合宛てに返却をお願いします。

※受付日付印

就職・障害認定により喪失する(「資格喪失の事由」の1番・4番を選択した場合(記入例))

記号・番号欄か個人番号欄のどちらかを必ず記入

健康保険 任意継続被保険者資格喪失申出書

令和 6年 12月 8日提出

被保険者の記号・番号		被保険者氏名	被保険者生年月日			資格喪失年月日		
99	1 2 3 4 5	健保 太郎	昭和 平成 令和	年 月 日	令和 年 月 日	6	12	9
記号番号が分からない場合は個人番号(マイナンバー)を記入してください		マイナポータル「資格情報画面」内の最新の資格取得年月日 もしくは新しい資格確認書に印字されている資格取得日を記入						
資格喪失の事由 (該当する番号に○をつけてください)					喪失日 (当組合の資格を有する日)			
1 健康保険・船員保険等の被保険者資格を取得したため (例) 再就職先等で新しく社会保険に加入する場合 (「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しの添付)					就職先の資格取得日 (就職先の健康保険等の加入日の前日まで)			
2 任意継続被保険者でなくなることを希望するため※ (例) ・国民健康保険に加入する ・家族の扶養になる ・その他(海外に出国する等)					資格喪失を申し出た月の翌月1日 (申出月の末日まで)			
3 死亡したため(死亡が分かる書類の写しの添付) (例) ・死亡の分かる書類の写し ・死亡診断書の写し					死亡した翌日 (死亡日まで)			
4 障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となったため (「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しの添付)					後期高齢者医療制度の資格取得日 (後期高齢者制度の被保険者となった前日まで)			

<注意事項>

- 必要事項を記入し、該当する項目に○をしてください。
- 就職により健康保険等の資格を取得した場合(1番)、または、障害認定により後期高齢者医療制度へ加入した場合(4番)は、新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しを添付してください。
- 資格喪失後、医療機関で診療を受ける際、当組合の資格情報では受診することができません。当組合の資格情報で医療機関にかかった場合は無資格診療となり、後日診療費の返還請求を行うことがあります。
- 任意継続被保険者でなくなることを希望した場合は、資格喪失日以降に資格喪失証明書を送付いたします。なお、「資格喪失証明書」は、資格喪失日より前に交付することはできません。また、申出後に取り消すことができませんのでご注意ください。
- 当組合より「資格確認書」の交付を受けている者は、当組合宛てに返却をお願いします。
- 当組合より「保険証」の交付を受けている者は、当組合宛てに返却をお願いします。

※受付日付印